

役員選出時の規約（令和 5 年 3 月改正）

○任期は、2 年とする。

○役員選出は、1 児童に対して一度は選出の対象となります。（ただし、兄弟・姉妹のどちらかで役員をされた方も対象となる。）

○1 児童に対し学級代表委員・広報委員・郊外補導委員・保健体育委員・地区理事をされた方は、対象児童に対しては今後も対象外とする。（ただし、本人の希望により立候補も可能）

○上の児童で役員をされていない方は、上の児童を優先することとする。下の児童では立候補はできない。

役員免除の方（立候補も可能）

- ・新年度に未就学児（幼稚園、保育園に通っていない）のいる方
- ・新年度に本人が保育園・幼稚園・中学校・高校で保護者会会長又は P T A 会長・副会長の方
- ・新年度に顧問・会長・副会長の奥様
- ・おやじの会の役員の奥様
- ・妊婦の方

※5・6 年生の役員選出時は、過去に役員をされていない方を優先に選出し、さらに過去に役員をされていない児童をお持ちの方を優先に選出することとする。

※もし、役員選出時に役員対象者の人数が不足した場合は、その学年内の話し合いによって対象者を決定することとする。

役員補選の際、免除の方（立候補も可能）新規

- ・新年度に顧問・会長・副会長・地区理事・各委員長の方、奥様
- ・新年度役員の方
- ・妊婦の方

※会長・男性副会長は指名制とする。女性副会長は全地区を 3 グループにし、それぞれ 1 名ずつ選出する。地区理事は各地区より 1 名ずつ選出する。

※女性副会長、各委員長の経験者は任期終了後、永年 P T A 役員選出の対象外とする。ただし、副会長を希望した場合の再任は妨げない。

※上記項目は、P T A 総会を理由なき欠席の場合は、適応されない。

(修正案)

役員選出時の規約

- 役員の任期は、2年とする。
- 役員選出は、1児童に対して一度は選出の対象とする。(なお、兄弟・姉妹のどちらかで役員をされた方も対象となる。)
- 1児童に対し、地区理事・学級代表をされた方は、対象児童に対しては今後も対象外とする。(ただし、本人の希望により立候補は可能とする。)
- 上学年の児童で役員をされていない方は、上学年の児童を優先することとする。下学年の児童では立候補はできないこととする。

役員免除の方 (立候補も可能)

- ・新年度に未就学児 (小学校入学前の幼児) のいる方
- ・新年度に本人が保育園・幼稚園・中学校・高等学校で保護者会会長又はPTA会長・副会長である方
- ・新年度に顧問・地区会長・副会長の(夫・妻)(同一家庭内の会員)(配偶者)
- ・おやじの会の役員の (夫・妻)(同一家庭内の会員)(配偶者)
- ・妊娠されている方

※5・6年生の役員選出時は、過去に役員をされていない方を優先して選出し、さらに過去に役員をされていない児童をお持ちの方を優先して選出することとする。

※役員選出時に役員対象者の人数が不足した場合は、その学年内の話し合いによって対象者を決定することとする。

役員補選の際、免除の方 (立候補も可能) 新規

- ・新年度に顧問・地区会長・副会長・地区理事の方及びその(夫・妻)(同一家庭内の会員)(配偶者)
- ・新年度役員の方
- ・妊娠されている方

~~※会長・男性副会長は指名制とする。女性副会長は全地区を3グループにし、それぞれ1名ずつ選出する。地区理事は各地区より1名ずつ選出する。~~

※女性副会長、各委員長の経験者は任期終了後、永年PTA役員選出の対象外とする。ただし、副会長を希望した場合の再任は妨げない。

※上記項目は、総会を正当な理由なく欠席した場合は、適用されない。